

## 総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る2月27日の本会議において、付託されました案件について、3月2日、委員8名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定9件、請願2件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第1号 上野原市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について」は、市長等が市に対して負うべき損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該賠償責任にかかる負担額を条例で定める額に限定し、それ以上の額を免責するものです。

委員からの、住民訴訟を受けての市長による予算執行について、重過失か軽過失かの判断は誰がするのか、また、現在係争中の案件は対象になるのか、という質問については、故意・過失の有無だけでなく、過失が認められるときには軽過失か否かについても、裁判所による判断となり、軽過失と判断された場合には、今回の条例が適用されるとのことです。

また、この条例の施行期日は令和2年4月1日で、施行期日以後の行為が対象となるため、現在の案件は対象外であるとの説明がありました。

「議案第2号 上野原市旅費等の特例に関する条例制定について」は、市の財政状況に鑑み、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、特別職の職員で非常勤のもの、市長、副市長、教育長及び一般職の職員が公務のために旅行した場合の旅費の日当について支給しないとする特例措置を講じるものです。

「議案第3号 上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び上野原市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、上野原市職員の期末勤勉手当の改定及び県内市町村における特別職の期末手当の改定状況に準じ、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当を改正するものです。

「議案第4号 上野原市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例制定について」は、市の財政状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当を年間0.6月減額して支給する特別措置を設けるものです。

「議案第5号 上野原市職員給与条例の一部を改正する条例制定について」は、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に基づき、住居手当及び勤勉手当を改正するものです。

「議案第6号 上野原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、上野原市職員の給料表の改定に準じ、会計

年度任用職員に対して支給する給料表を改定するものです。

「議案第7号 上野原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、地方公務員法の規定に基づき、人事評価や心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合の降格や降号の規定を定めるものです。

「議案第8号 上野原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する服務の宣誓について、別段の定めをすることができるとする規定を設けるものです。

「議案第9号 上野原市印鑑条例の一部を改正する条例制定について」は、印鑑登録対象から除外する者について、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものです。

以上、当局提出の9案件について、採決した結果、議案第1号を除く8案件は、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第1号「上野原市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について」は、異議がありましたので、起立採決した結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願の審査を行いました。

請願第1号「国に対し「消費税5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願書」は、消費税廃止山梨県各界連絡会 代表 雨宮富美雄 氏から提出され、要旨は、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を撤回し、消費税率5%への引き下げを求めるものです。

本請願については異議がありましたので、起立採決した結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

請願第2号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を国に求める請願書」は、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟山梨県本部 会表 石丸あきじ 氏から提出され、要旨は、治安維持法による犠牲者に対する国家賠償を求めるものです。

本請願については異議がありましたので、起立採決した結果、反対多数で不採択とすべきものと決定しました。

審査終了後には、所管事務調査として、確定申告の申告期限延長に係る住民税への影響について、担当課から説明を受けました。

また、委員からは、上野原駅南口・北口における交通等の実態調査並びに都市計画道路と台風19号被害後の桂川河川敷調査について、調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。